

## 2024年度公的研究費不正防止計画

東京工芸大学（以下「本学」という。）は、不正防止対策の基本方針（学長策定）に基づき、以下のとおり具体的な不正防止計画を策定する。

### 1. 不正防止のための適正な運営・管理の実施

- 1) 公的研究費の管理・監査に関する最高管理責任者、統括管理責任者、研究倫理教育・コンプライアンス推進責任者、運営担当者、相談窓口、不正の疑義に関する申立て窓口を定め、関連規程等とあわせて大学ホームページで周知する。
- 2) 「不正防止計画・研究コンプライアンス推進チーム」を設置し、不正防止計画の実施を推進するとともに、不正防止に関するチェック体制の構築や事務処理手続に関するルールの一斉化等に取り組む。
- 3) 教員及び公的研究費に携わる事務職員等全ての構成員及びアルバイト学生に対し、公的研究費の管理・運営に関するルールを分かりやすく周知する。
- 4) 公的研究費に携わる教職員、アルバイト学生、取引先に対し、不正防止に関する誓約書の提出を求める。
- 5) 公的研究費の執行状況を遅滞なく把握し、著しい遅れが生じている場合には当該研究者に対して適切な執行を促す。
- 6) 研究活動等の不正行為への関与が明らかになった取引先に対し、一定期間の取引停止（依頼中の見積行為等を含む）とする。
- 7) 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守点検等）及び有形の成果物の検収について、研究者による動作確認等及び検収員及び所属長等による完了報告書等による確認を行う。
- 8) 公的研究費に関する非常勤雇用者について、勤務条件や勤務内容を確認するなどして雇用管理を適切に行う。
- 9) 固定資産としない物品のうち、換金性の高い電子機器類（パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器の6点）について、毎年度末に所在及び現況を確認する（購入年度を含めた3年間）。
- 10) 研究者の出張計画の実施状況について、用務の内容や目的、経路の適切性等を出張報告書で確認し、必要に応じて出張内容や事実についての照会を行う。

### 2. 不正防止に向けた、コンプライアンス教育・研究倫理教育及び啓発活動の実施

- 1) 教員及び公的研究費に携わる事務職員等全ての構成員は、「東京工芸大学研究活動等に関する行動規範」を遵守する。
- 2) 学長は、教授総会等の場を通じ教職員向けに不正防止及びコンプライアンス推進について啓発する。
- 3) 不正防止計画・研究コンプライアンス推進チームは、各責任者とともに不正防止の根絶に向けて効果的な方法により研修等を計画し啓発活動を行う。

- 4) 教員及び公的研究費に携わる事務職員等全ての構成員を対象とした、研修会を開催する。
- 5) 教員及び公的研究費に携わる事務職員は、3年に1回以上、コンプライアンス・研究倫理に関する外部研修を必ず受講することとする。
- 6) 大学院生は、課程在学中に1回以上、コンプライアンス・研究倫理に関する外部研修を必ず受講することとする。
- 7) 大学院生・学部4年次生を対象とした、コンプライアンス・研究倫理ガイダンスを実施する。
- 8) 不正防止計画・研究コンプライアンス推進チームは、コンプライアンス・研究倫理に関する研修・教育等の実施状況及び理解度等をモニタリングし、必要に応じて見直しを行う。

### 3. 不正発生要因の把握及び内部監査の実施

- 1) 不正防止計画・研究コンプライアンス推進チームは、内部監査部門等と連携するなどして不正発生要因や不正防止の取組状況を把握し、必要に応じて見直し等を行うようにするとともに、内部監査結果等を啓発活動につなげる。
- 2) 内部監査部門は、リスクアプローチ監査等を通じて、公的研究費の管理・運営に関する内部監査を実施し、各責任者や監事と情報を共有する。

以上